

論文賞規程

1999年 5月21日制定

2008年 4月 1日改訂

(設置)

第1条 本会に日本バーチャルリアリティ学会論文賞（以下論文賞という）を設ける。

(目的)

第2条 論文賞は本会が関与する科学技術分野における貢献が特に大きいと認められる論文に対し表彰し、この分野の発展をはかることを目的とする。

(候補の募集と審査)

第3条 論文賞の受賞候補を選定するために、別に定める論文賞選考委員会を設ける。論文賞選考委員会はその規程にしたがって本会が募集した候補の審査を行う。

(受賞の決定)

第4条 論文賞受賞者の決定は論文賞選考委員会から会長への報告に基づき理事会が行う。

2 論文賞選考委員会の議事は公表しない。

(論文賞の贈呈)

第5条 論文賞受賞者には、賞状とメダル（筆頭執筆者のみ）が贈呈される。論文賞の贈呈は日本バーチャルリアリティ学会大会で行い、その経過を日本バーチャルリアリティ学会誌に掲載する。

(表彰の対象)

第6条 表彰の対象となる論文は、論文賞審査の時期の前年の1月から12月までの1年間に日本バーチャルリアリティ学会論文誌に掲載されたすべてのカテゴリーの論文とする。論文賞は毎年5件の範囲で授与する。（注）

2 受賞者は本会員でなければならない。表彰の対象となった論文の著者が複数の場合には、本会会員の著者全員に授与する。会員資格の有無は論文賞贈呈時の資格とする。

（注）なお、第1回論文賞に限り、第1巻第1号から前年の12月までに日本バーチャルリアリティ学会論文誌に掲載されたすべての論文を対象とする。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1999年5月21日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。